



加古川駅北

土地区画整理ニュース

令和6年 8月 1日発行

加古川市 都市計画部
市街地整備課

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は加古川駅北土地区画整理事業の推進につきまして、格別のご高配を賜りありがとうございます。
さて、今回の区画整理ニュースは、今年度の事業、土地区画整理審議会委員選挙（改選）についてお知らせします。

《令和6年度の事業》

■ 駅北区画道路等整備工事（裏面参照）

以下の整備工事を予定しています。

- ・ 区画道路 6-1 号線整備工事（幅約5m、延長約25m）
〔雁南川に架ける床版【橋】の工事〕 …… 図面中①
- ・ 区画道路 1 号線歩道改良工事（延長約140m）〔歩道の植栽等と舗装工事〕
…………… 図面中②
- ・ 区画道路 4. 3-1 号線整備工事（幅 4.3m、延長約16m）〔道路構造物整備工事〕
…………… 図面中③

■ 測量委託

工事に伴う測量を予定しています。

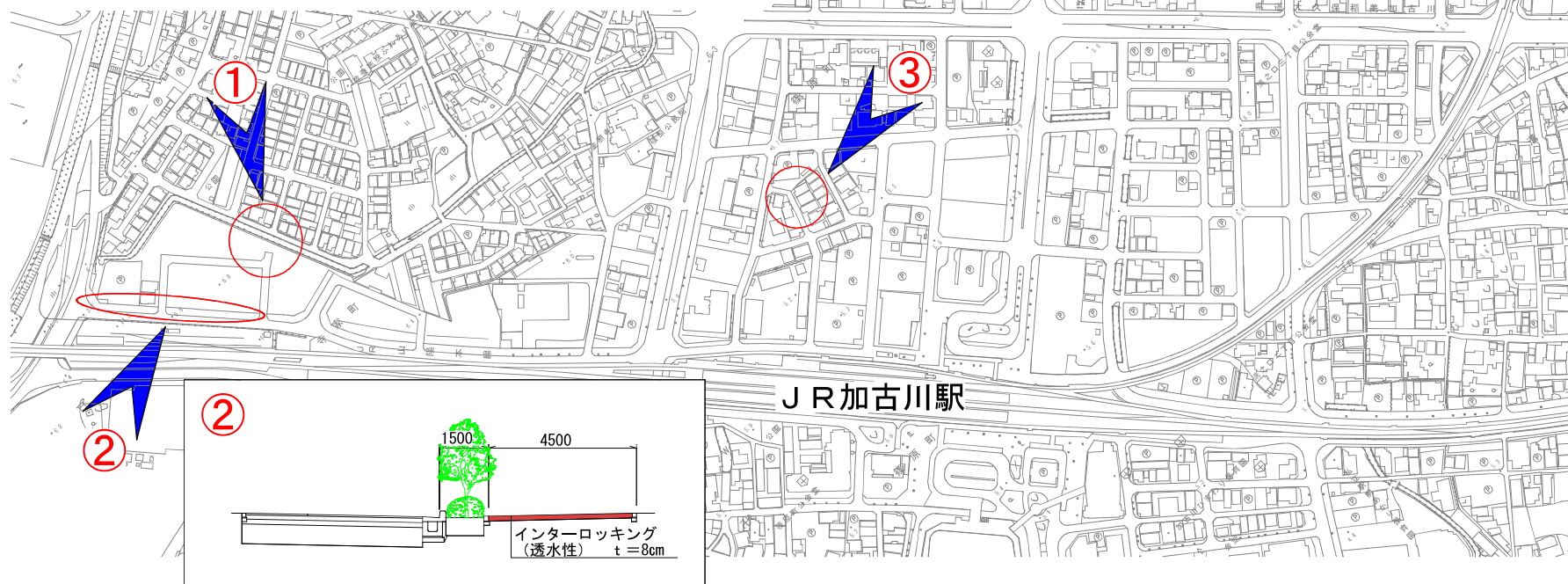
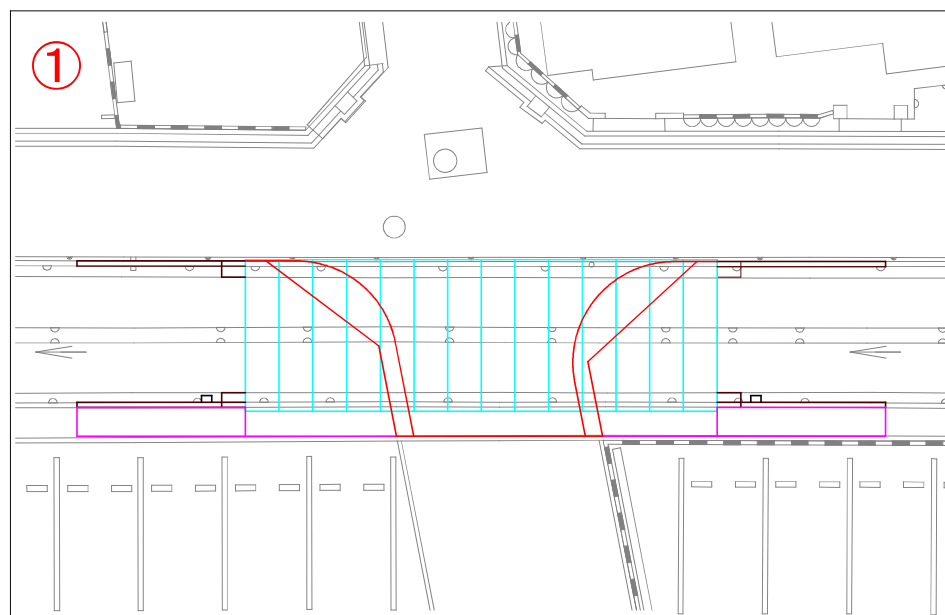
【人事異動のお知らせ】（令和6年4月3日付）

前 任	片山 和樹	（駅周辺道路整備係へ異動）
（ 〃 ）	山本 悠貴	（ ――― 〃 ――― ）
後 任	山田 英樹	（ 都市再生係より着任 ）

● 連絡先

加古川市 都市計画部 市街地整備課 区画整理係
TEL 079-427-3178（直）
FAX 079-441-7101

令和6年度 事業予定位置図



《 土地区画整理審議会委員の選挙について 》

現在の加古川駅北土地区画整理審議会委員の任期が令和6年11月16日で満了となりますので、審議会委員の選挙を令和6年11月10日（日）に実施いたします。

この選挙は加古川駅北土地区画整理事業における地区内の皆様が所有する土地の権利関係等について、審議をしていただく代表者を決めるための選挙です。

なお、立候補者の数が定数（8名）を超えない場合は、選挙は行いません。



■ 選挙日までの日程 （各公告の日は予定であり変更することがあります）

- 8月6日（火） 選挙期日の公告 及び 名簿縦覧の公告（期間・場所・時間）
- 8月26日（月） 選挙人名簿の作成期日
- 8月30日（金）～9月12日（木） 選挙人名簿の縦覧 ※土日を含む
- 9月27日（金） 選挙人名簿確定の公告 及び 選挙すべき委員定数の公告
- 9月27日（金）～10月7日（月） 立候補届・候補者推薦届の受付 ※土日を除く
- 10月15日（火） 立候補者の氏名及び住所の公告
定数を超えない場合・・・ 投票を行わない旨の公告
- 10月29日（火） 定数を超える場合・・・ 選挙場、投票時間、開票日時の公告
- 11月10日（日） 選挙日



■ 普通の選挙と違う点

この選挙は、国会議員、県市議会議員、知事及び市長などの「公職選挙法」による選挙とは次に掲げる点で違いがあります。

- （１）土地所有者として確定選挙人名簿に記載されていれば、住所が他府県又は他市町であっても、有権者となり、投票及び立候補ができます。
- （２）確定選挙人名簿に記載されている者が未成年者であっても投票はできますが、立候補はできません（親権者、後見人の代理投票は認められません）。
- （３）期日前投票、不在者投票、代理投票は一切できません。
- （４）法人であっても選挙権及び被選挙権があります（投票権限指定書の提示が必要）。

■ 有権者は施行地区内の土地所有者です

選挙の投票及び立候補できる方は、加古川駅北土地区画整理事業施行地区内における土地について、令和6年8月26日午前0時時点で土地登記簿に記載されている土地所有者です。

- 登記簿名義人が死亡され相続登記をしていない方は、「相続届出書」に相続を証する書類（戸籍謄本等）と印鑑登録証明書を添付して、9月12日までに提出してください。

- 土地を共同で所有している方は、代表者を1人選任し、各共有者全員の署名及び押印した「代表者選任通知書」と、全員の印鑑登録証明書を提出してください（提出は選挙当日でも可）。

- 法人の場合、その法人に被選挙権があるので審議会委員の候補者になることができます。投票は、その法人の指定する人に選挙権が与えられます。「投票権限指定書」に署名及び押印のうえ、法人の印鑑登録証明書及び資格証明書を添付して、選挙当日に提示してください。

■ 選挙人名簿は一般に縦覧します

選挙人名簿は令和6年8月30日から9月12日までの間、加古川市役所市街地整備課（新館5階）において公衆の縦覧に供しますので、その名簿に「記載漏れ」または「誤り」がある場合には、縦覧期間中に市の定める様式によって異議申立をすることができます。

令和6年9月25日に選挙人名簿が確定し、その選挙人名簿に記載された方が有権者となります。ただし、確定選挙人名簿に記載されている方であっても選挙当日までに所有権移転等がおこなわれて権利がなくなった場合、投票及び立候補することができません。

■ 選挙は立候補制です

確定選挙人名簿に記載されている方で、自ら立候補しようとする方又は他の有権者の承諾を得てその人を候補者にしようとする推薦者は、市の定める様式にしたがって立候補届又は候補者推薦届を提出してください（立候補書類は市街地整備課で配布します）。

届出期間は、令和6年9月27日から10月7日まで（土日を除く）です。

※ 次の事項に該当する方は、委員の立候補ができません。

未成年者、禁こ以上の刑に処せられその執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■ 選挙の入場券を配付します（選挙が行われる場合のみ）

立候補者の数が定数（8名）を超えるときは、選挙に関する事項を記載した選挙入場券を有権者（住所不明のものを除く）に配付しますので、その入場券を選挙当日に持参してください。

